

「熊本地震」により被災された お客さまに対する電気料金等の特別措置の件

このたびの「熊本地震」により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

九州電力株式会社殿は、平成28年4月18日付けで、「特定小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給等約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可申請し、同日、認可を受けられました。これを受けまして当社は、このたびの熊本県熊本地方における地震により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられたお客さま等からお申出があった場合には、特別措置を講ずることとし、本日、お知らせいたします。

特別措置の内容は、次のとおりです。

I. 対象地域

熊本県内全45市町村および隣接する市町村

【隣接する市町村】

福岡県大牟田市、八女市、みやま市

大分県日田市、竹田市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

宮崎県小林市、えびの市、児湯郡西米良村、東臼杵郡椎葉村、西臼杵郡高千穂町、

西臼杵郡五ヶ瀬町

鹿児島県出水市、伊佐市

II. 特別措置の内容

九州電力株式会社殿が、経済産業大臣に申請し、認可された内容と同様といたします。

※詳細は同社ホームページをご参照ください。 http://www.kyuden.co.jp/press_h160418-1.html

III. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

＜お問合せ＞

法人のお客さま : 事業部 03-3282-3375

個人のお客さま : カスタマーセンター 0570-000-821

以上